#### 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第 18 回)

日時:令和2年3月7日(土)

17 時 30 分~17 時 50 分

場所:官邸4階大会議室

#### 議事次第

- 1. 開 会
- 2. 議事
  - (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3. 閉 会

(配布資料)

資料 1 厚生労働省提出資料

資料 2 財務省·金融庁提出資料

# 新型コロナウィルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月7日(土) 厚生労働省

## 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年3月6日12時時点

												※令	1和2年	3月6	日 IZ時	時点
	中 国	香港	マカオ	日本※	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシ ア	オースト ラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ
患者数	80552	104	10	407	6284	44	117	1	47	16	50	66	148	36	423	400
死亡者数	3042	2		6	42	1			1			3	12		7	
	カンボジ ア	スリラ ンカ	UAE	フィンラ ンド	フィリピ ン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェー デン	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン	イスラエ ル	レバノン
患者数	1	1	28	12	3	30	3858	115	3	60	261	23	2	3513	17	13
死亡者数					1		148	1			3			107		
	クウェー ト	バー レーン	オマーン	アフガニ スタン	イラク	アルジェ リア	オースト リア	スイス	クロアチ ア	ブラジル	ジョージ ア	パキスタ ン	北マケド ニア	ギリシャ	ノル ウェー	ルーマニ ア
患者数	58	52	15	1	36	12	41	87	10	8	3	5	1	9	86	6
死亡者数					2			1								
	デンマー ク	エスト	オランダ	サンマリ	リトアニ ア	ナイジェ リア	アイスラ ンド	アゼルバ イジャン		ニュー ジーラン ド	メキシコ	カタール	ルクセン ブルク	モナコ	エクアドル	アイルラ ンド
患者数	20	2	82	16	1	1	26	3	6	3	5	8	1	1	7	6
死亡者数				1												
	チェコ	アルメ ニア	ドミニカ 共和国	インドネ シア		ポルトガ ル	ラトビア	セネガル	サウジア ラビア	ヨルダン	アルゼン チン	チリ	ウクライ ナ	モロッコ	チュニジ ア	ハンガ リー
														_		

	リヒテン シュタイ ン	ポーラ ンド	スロベニ ア	パレスチ ナ	ボスニ ア・ヘル ツェゴビ ナ	南アフリ カ	ジブラル タル(英 領)	サン・マ ルタン ( 仏領)	サン・バ ルテル ミー (仏 領)	その他 <sup>※</sup> 2	슴計
患者数	1	1	3	7	2	1	1	2	1	696	88646
死亡者数										6	3116

※1 うち41例は無症状病原体保有者(症状はないが、検査が陽性となった者)

患者数 死亡者数

※2この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況

#### ※ 括弧内は前日からの変化 【国内事例】

#### ※令和2年3月6日18時時点

	PCR検															
査陽性 うち無 者 には来						うち有症状者								症状 有無		
		症状者	うち退	うち入院				うち退院	うち入院					うち死	有無 確認	
			院Uた 者	治療を要する者	うち入 院中の 者	うち入 院待機 中の者		した者		した者 治療を要する者	うち軽〜中 等症の者	うち人工呼吸器 又は集中治療 室に入院してい る者※ <sup>2</sup>	うち 確認中	うち入 院待機 中の者	亡者 中	
国内事例 (チャーター便帰国者を 除く)	392 <sup>* 1</sup> (+59)	37 (+6)	10 (+4)	27 (+2)	24 (+10)	3 (-8)	355 (+53)	53 (+3)	296 (+50)	176 (+37)	28 (-2)	82 (+14)	10 (+1)	6	0	
チャーター便 帰国者事例 (水際対策で確認)	15	4	4	0	0	0	11	9	2	2	0	0	0	0	0	
合計	407 <sup>*</sup> <sup>3</sup> (+59)	41 (+6)	14 (+4)	27 (+2)	24 (+10)	3 (-8)	366 (+53)	62 (+3)	298 (+50)	178 (+37)	28 (-2)	82 (+14)	10 (+1)	6	0	

- ※1 うち日本国籍の者350人
- ※2 今までに重症から軽~中等症へ改善した者は4名
- ※3 これに加え、空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると408例となる。

#### 【上陸前事例】※ 括弧内は前日からの変化

#### ※令和2年3月6日18時時点

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治 療室に入院している者 ※7	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) <sup>※4</sup> ※3月1日下船完了	696 【410】 <sub>※5</sub>	245 (+3) <sub>**6</sub>	32 (-2)	6 <sub>※8</sub>

<sup>※4</sup> 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人 ※5 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。 ※6 退院等している者245名のうち有症状82名、無症状163名。 チャーター便で帰国した者を除く。 ※7 12名が重症から軽~中等症へ改善(うち2名は退院)

<sup>※8</sup> この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

## 新型コロナウイルス感染症に関する入退院の状況

### 【国内事例】

3月6日(金)18時時点

PCR検査陽性者		現在も入院等	
	うち退院者	死亡者	
4 0 7 (+59)	7 6 (+7)	6	3 2 5 (+ 5 2)

<sup>※</sup>国内事例には、上記のほか空港検疫で確認された患者1名がいる。

### 【クルーズ船】

PCR検査陽性者		現在も入院等		
(国内で診療中)	うち退院者 (※)	死亡者		
6 5 6	2 4 5 (+ 3)	6	4 0 5 (-3)	

<sup>※</sup>上記のほかチャーター便帰国した40名がいるが、上記には含めていない。 退院者には、藤田岡崎医療センター分を含む。

## 【総計】

PCR検査陽性者		現在も入院等		
(国内で診療中)	うち退院者(※)	死亡者		
1063	3 2 1 (+10)	1 2	7 3 0 (+49)	

## 新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

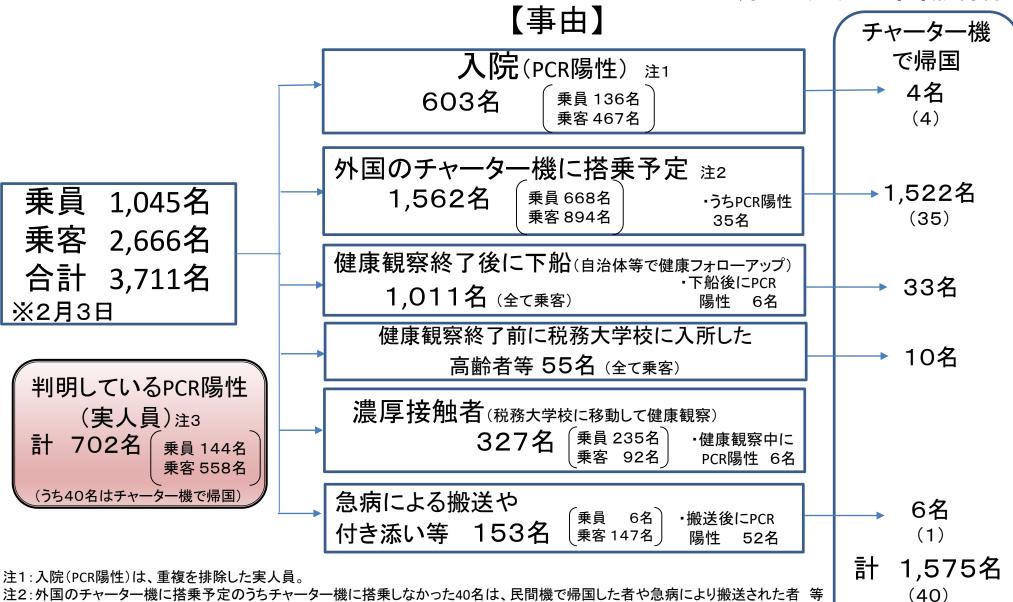
<u>3/6(金)</u> 17時時点

	177		<u> 1/时时从</u>
	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来	(参考)一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数:472件(H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数:335(H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を 行わないため、地域ごとに設置する必 要がなく、各自治体が必要な回線数を 設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、 前日比±0施設	47都道府県、869施設で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、 前日比±0施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で <u>120,723件</u> (2/3~3/5) ※前日比14,535件増加	帰国者・接触者外来の受診者 数は全国で <mark>4,161件</mark> (2/1~ 3/5) ※前日比625件増加	東京都:8,712件 (1/29~2/27)
その他	・保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 ・全都道府県が24時間土日も対応可能である(各ホームページ上でも公表)。・2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、	・869施設のうち感染症指定医療機関は 397施設。	・専用回線を設置している都道府県は神奈川県含め22都府県。 ・都道府県とは別に一般電話相談窓口を 設置している市区町村もある。

特段輻輳は生じていない。

## クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の下船の状況

3月6日(金)18時時点判明



注2:外国のチャーター機に搭乗予定のうちチャーター機に搭乗しなかった40名は、民間機で帰国した者や急病により搬送された者 等 (チャーター機の出国先は米国、韓国、豪州、カナダ、イスラエル、香港、台湾、イタリア、英国、ロシア、フィリピン、インド、インドネシア)

注3:船会社の医療スタッフとして途中乗船し、下船した3名(うち1名PCR陽性)は含めない。

※()は日本の検査で PCR陽性

- ○事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して 頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、
- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、<u>元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅</u> <u>速かつ柔軟に対応</u>すること
- ・ 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること
- を<u>現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底</u>頂きたいと存じます。また、<u>事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないよう配</u>慮願います。
- 〇民間金融機関における<u>事業者支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項</u>とし、金融庁・財務局が民間金融機関に対して、<u>特別ヒアリングを実施</u>するとともに、<u>必要に応じて検査を実施</u>することにより、各金融機関の取組状況を適時適切に確認していく所存です。
- 〇<u>民間金融機関に対して条件変更等の取組状況</u>(金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更 を実行した数」、「うち、謝絶した数」等)の報告を求め(銀行法第24条等による報告徴求)、その状況を公表いたします。
- 〇令和元年12月に検査マニュアルを廃止し、<u>返済猶予等の条件変更した場合の債権の区分など、個別の資産査定を含め、民</u>間金融機関の判断を尊重する方針としている。
- 〇2月28日に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」に加え、財務局に専用ダイヤルを設置し、事業者から寄せられた相談等を金融機関に還元の上、その適切な対応を求めていきます。

#### 「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について」(抄) (麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)(令和2年3月6日)政策金融部分

- 〇新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、これまで、2月7日付で関係省庁から政策金融機関等へ、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施しております。また、2月13日に決定した、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として、5,000億円を確保すること等の措置を行っております。
- 〇各政策金融機関におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、要請します。特に、年度 末の金融繁忙期が控えていることも考慮し、
- ・ 事業者の業況や当面の資金繰り等について、<u>休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、</u> 適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと
- ・ 年度末の金融繁忙期を控え事業者からの相談が増加している中、相談受付や融資審査・実行、保証承諾、元本・金利を含め た返済猶予、元本の据置期間の長期化・フル活用など、事業者の資金繰り緩和に向けて全力をあげて丁寧かつ迅速に取り組 むこと
- ・ <u>既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅</u> 速かつ柔軟に対応すること。また、この取組状況を報告すること(これについては、財務省より公表する)
- ○セーフティネット貸付、セーフティネット保証等の活用などを含めて、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること を徹底いただきたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないよう配慮願います。
- 〇3月1日、安倍総理より、「強力な資金繰り支援を始め、地域経済に与える影響に配慮し、しっかりと対策を講じ」るとの方針が示されております。資金繰り支援策を含む緊急対応策第2弾を速やかに策定し、これを実行してまいります。